

米粉商品  
開発で

最大

10万円

米/米粉購入  
1kgあたり

325円

※米粉商品生産の場合。  
既存商品でも可。

補助が受けられます

米粉等を活用した商品の開発、生産を支援します。

第1期：令和6年4月1日～8月31日

第2期：令和6年9月1日～3月7日

- ①福島市産の米粉等を使用した商品の開発に 10万円
- ②商品に使用する米粉等と、小麦粉との価格差の2/3を補助

対象：市内の食品加工・製造をしている事業者

要件：小麦粉の代替として市産の米粉等をおおよそ2割以上使用

詳しくは裏面へ→

# 米粉等利用拡大支援事業の概要

## 対象者

市内で食品加工・製造をしている事業者

## 補助額

### ①開発支援（新商品支援）

- ・補助額 上限10万円
- ・補助率 10/10
- ・対象経費 試作品の原材料費、パッケージ作成費など

①と②は併用できます！

### ②生産支援（既存商品支援）

- ・補助額 米粉等と小麦粉との1kg当たりの価格差の3分の2相当額（下記）に使用した原材料の購入量に乗じた額  
例）うるち米を10kg購入し、米粉パンを生産  
325円×10kg=3250円の補助

米 粉	： 3 2 5 円	うるち米	： 1 1 5 円
玄 米 粉	： 8 5 円	玄 米	： 2 0 円
もち米粉	： 1 9 0 円	も ち 米	： 1 2 5 円

## 提出書類

- ・交付申請書兼交付請求書
- ・納品書（宛名、数量、品目、金額が分かるもの）
- ・領収書または支払いの事実が分かるもの（通帳コピー等）  
※領収書に宛名、数量、品目、金額が明記されていれば納品書を省略できます
- ・商品（試作品）の写真
- ・その他市が提出を求めるもの

※申請者名、振込口座名義、納品書、領収書の宛名は同一としてください

## 要件

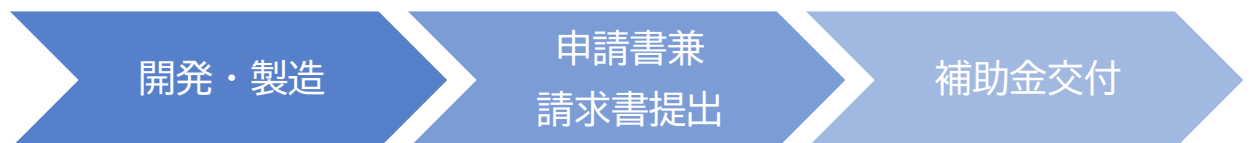
- ・市税を完納していること
- ・小麦粉の代用原料として、福島市産の米粉等を2割以上使用すること
- ・第1期、第2期それぞれで申請期間中の納品・支払いを終えていること

## 提出方法

- ・電子メール([nougyou-k@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:nougyou-k@mail.city.fukushima.fukushima.jp))、郵送で送付、または農業企画課の窓口を持参ください。  
(宛先)〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
農業企画課 農政企画係 宛
- ・申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。



## 補助金交付までの流れ



- ①福島市産米粉等の購入
- ②販売業者等への支払い

- ①書類の作成
- ②データまたは紙で提出

- ①農業企画課にて申請書類の確認
- ②指定口座に振込